

建設省厚契発第 43号
建設省技調発第170号
平成 9 年 10 月 9 日

九州地方建設局総務部長 殿

建設大臣官房地方厚生課長

技術調査室長

「建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準
について」の一部改正について

「建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準について」（平成6年12月21日付け建設省厚契発第25号・建設省技調発第266号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺憾のなきよう措置されたい。

記

記2を次のように改める。

手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は指名しないこと。

なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。